

住宅手当緊急特別措置

就労活動を応援

- 職とともに住宅も失った失業者へ最大6カ月間、住宅手当を支給し就労活動を支援します。対象は
- ①⑦すべてに該当する人です。
 - ②2年以内に離職した人
 - ③離職前に、自らの労働により賃金を得て世帯の主生計を維持していた人
 - ④就労能力・常用就職意欲があり、ハローワークへの求職申し込みをする人

- ④住宅を喪失している、または喪失する恐れのある人
- ⑤原則として収入のない人
- ⑥生計をひとする同居の親族の預貯金の合計が一定額以下の人
- ⑦国・地方自治体の雇用施策による貸し付けや給付を受けていない人

支給額 生活保護の額に基づき、上限を単身世帯37、200円、複數世帯48、400円。賃貸住宅の賃料月額を貸主に支給

※くわしくは社会福祉課(☎20-1536)またはハローワーク成田(☎27-8609)へ。

駅前放置自転車

10月1日から
クリーンキャンペーン

10月1日(木)～11月30日(月)に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されます。期間中は広報活動や街頭啓発活動、放置自転車の撤去活動などが行われます。駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑を掛けています。特に、障がい者や高齢者の通行には大きな支障を及ぼしています。また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。

無料木造住宅耐震相談会

日々の安心のために

日時 ①10月30日(金)②11月22日(日)
③12月25日(金) 午前9時～正午
午後1時～4時

会場 ①③市役所5階503会議室
②市役所2階202会議室

内容 建築物の耐震性や耐震診断・耐震改修の工法などの相談(相談時間は1時間程度)

対象 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)、木造在来構

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

申請期限が迫っています!!
定額給付金と
子育て応援特別手当(平成20年度版)



手続きはお早めに

定額給付金と子育て応援特別手当(平成20年度版)の申請期限は10月27日(火)(当日消印有効)です。期限までに申請がなかった場合は辞退とみなされ、定額給付金・子育て応援特別手当を受け取ることができなくなりますので、申請をしていない人は、早めに手続きをしてください。

申請手続きは、郵送のほか市役所1階会計室前と各支所の窓口でも受け付けています(市役所1階会計室前の窓口は第2・4日曜日の開庁日も受け付けています)。

「振り込め詐欺」にはご注意ください

市から電話で問い合わせをしたり、ATMの操作や受け取りのための手数料を求めたりすることはありません。

※くわしくは成田市定額給付金等問い合わせ窓口(☎73-6510)へ。

10月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
10月5日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～
10月6日(火)	並木町(ウルシ台)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

法で2階建て以下のものを市内に所有し、自ら居住している人
定員 1回8人(先着順)
持ち物 図面や簡単な間取り図
申込方法 開催日の7日前(土・日曜日、祝日の場合はその前日)までに建築住宅課へ
※くわしくは同課(☎20-1564)へ。

市長日誌

【9月1日～15日】

2日	定例記者会見
4日	9月定例市議会開会
5日	市内中学校体育祭 宗吾区祭礼 私立幼稚園協会主催親子ふれあいコンサート 近隣スポーツ少年団ミニバスケットボール交流大会
6日	市内中学校体育祭 御待夜祭
8日	市議会一般質問(～10日)
11日	市議会新清掃工場整備特別委員会
12日	市内中学校体育祭 市内小学校運動会 防災フェアなりた&救急キャンペーン2009
14日	市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会 市議会建設水道常任委員会
15日	市議会空港対策特別委員会 市議会教育民生常任委員会



宗吾区祭礼であいさつ

完了検査を受けていますか

違反建築防止週間

10月11日(日)～17日(土)は違反建築防止週間です。安心して暮らすためには、建築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命、健康、財産を守るため、地震や火災などに対する安全性の基準、環境衛生に関する基準、良好な市街地環境を確保するための基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

工事中の建築物は工事が完了したら必ず完了検査を受けましょう。今ある建築物も建築基準法に適合しているかどうか建築士と相談するなどして、点検に心掛けましょう。

期間中には一斉公開建築パトロールが実施されます。
※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

農薬飛散被害防止

住宅地付近では注意して

住宅地に近接した家庭菜園・市民農園を含む農地や垣根などの管理には、農薬の飛散による住民への健康被害を生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理に心掛けましょう。

散布せざるを得ない場合は、飛散防止に努めるなど十分な配慮をしましょう。

- 使用回数と量を減らす
- ・病害虫などの早期発見に努める
- ・毎年同じ時期に散布しているからといった定期的散布はやめ

- ・栽培前に病害虫に強い作物や樹木、品種について検討する
- ・連作を避け、適切な土作りや施肥をする
- ・農薬以外の物理的防除を優先させる

- 飛散しない農薬を選ぶ
- 飛散防止に配慮する

- ・散布は風が無風か弱いときなど、天候や時間帯に行う。近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないよう注意する

- ラベルに記載された内容に従って使用する
- ・農薬取締法に基づいて登録された対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法と使用上の注意事項を守る

- 事前に十分な周知を行う
- ・散布する場合は、事前に周辺住民への連絡や看板による告知など十分周知する。近隣に学校・

- ・通学路がある場合は、学校や保護者にも連絡する
- 散布区域に人が入らないよう対策を講じる
- 使用履歴を記録し、保管する
- むやみな現地混用は行わない
- ・情報がない組み合わせでの現地混用や、特に有機リン系同士の混用はしない

※農薬と健康についてくわしくは農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

不法投棄防止

土地の適正な管理を

道路や個人の土地への家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロール、不法投棄の多い場所への監視カメラの設置や警備会社による夜間パトロールを行うなど、不法投棄防止に努めています。

不法投棄を防止するには、地域での不審者、不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理も大切です。不法投棄を発見したら環境対策課へ連絡してください。

※くわしくは同課(☎20-1532)へ。

限りある資源を有効に

10月は3R推進月間

3Rとは、資源の無駄遣いをなくし、ごみを減らす「リデュース」、使えるものを再使用する「リユース」、資源を再生利用する「リサイクル」のことで、限りある資源をできるだけ有効に使い、環境と経済を両立する「循環型社会」のキーワードです。「買い物袋を持って行く」「過剰包装を避ける」「分別回収に協力する」など、環境にやさしい生活を心掛けましょう。

携帯電話・PHS端末リサイクル

携帯電話やPHS端末には、金銀などの稀少金属が含まれていて、貴重な資源として再利用することができます。不要となった携帯電話、PHSの本体、充電器、電池は、携帯電話、PHS会社の直営店でメーカーを問わず無料で回収し、リサイクルしています。このマークのある店舗が目印です。



※くわしくはグリーン推進課(☎20-1530)へ。

共同墓地

整備工事に補助金が

市では、既存の共同墓地の整備工事に要する費用に対して補助金を交付しています。

交付を受けるときは着工前に相談してください。

対象墓地：区・自治会・管理組合
または5世帯以上で管理する墓地

対象工事：墓地内通路、排水設備、塀、擁壁など(20万円未満の工事は対象になりません)

補助額：150万円を限度に工事費の半額(騒音地域は、補助金の限度額が異なります)

※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

秋季行政相談強調週間

気軽に
要望や意見を

10月19日(月)～25日(日)は、「秋季行政相談強調週間」です。

国から委嘱を受けた行政相談委員が国の行政機関などの仕事について、皆さんからの要望や意見を聴き、解決の促進を図ります。

もめごと・なやみごと・苦情相談

日時：10月19日(月) 午前10時～午後3時

会場：市役所2階201会議室
費用：無料

千葉行政評価事務所行政相談課でも、行政相談苦情110番(☎043-244-1100・平日午前8時30分～午後5時)やFAX(043-246-9829)、ホームページ(<http://www.soumugojp/kanku/kanto/chiba.htm>)により行政相談を受け付けています。

人権擁護委員による相談も行っていますので、気軽に相談してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20-1507)へ。

無料公証相談

公正証書の作成などで
お困りの人へ

10月1日(木)～7日(水)は「公証週間」です。これに合わせ法務省と日本公証人連合会では、公証人による相談会を行います。

日時：10月6日(火) 午前9時30分～正午
会場：市役所2階201会議室

内容：公正証書(遺言・契約書・定款など)の作成に関すること

※くわしくは法務局佐倉支局(☎043-484-1222)へ。

10月1日は「浄化槽の日」

日ごろの点検・清掃を大切に

浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。

浄化槽の機能を最大限に発揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。

合併処理浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための、専門業者による年3回以上の点検

清掃：浄化槽の中のごみや汚泥を取り除くための、市の浄化槽清掃許可業者による年1回以上の清掃

法定検査：浄化槽が正常に機能しているかを確認するための、県浄化槽センターによる年1回の検査

維持管理費補助金

合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に年間要した費用の2分の1相当額(下表①)を助成しています。

補助金を受ける人は、申請書に①保守点検と清掃の契約書の写し②保守点検と清掃の領収書の写し③法定検査を受けたことを証明する書類の写しを添えて、環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課に提出してください。

設置費補助金
設置費用の一部を補助しています(下表②)。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するとき

は18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えは除く)を交付しています。

印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

※騒音地域は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

下総支所農産土木課(☎96-11112)、大栄支所農産土木課(☎73-80603)へ。

合併処理浄化槽の補助金

①維持管理費補助金		②設置費補助金				
人槽区分	限度額	人槽区分	通常型合併処理浄化槽		高度処理型浄化槽	高度処理型浄化槽
			新築・増築	転換	(窒素除去型)	(窒素・リン除去型)
5人槽	18,000円	5人槽	220,000円	332,000円	444,000円	528,000円
6人槽	21,000円	6～7人槽	276,000円	414,000円	486,000円	693,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	364,000円	548,000円	576,000円	963,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	626,000円	939,000円	1,092,000円	—
10人槽	33,000円	21～30人槽	980,000円	1,472,000円	1,860,000円	—
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	1,358,000円	2,037,000円	2,496,000円	—